

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から令和元年9月10日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和元年11月22日

山形県監査委員 小 野 幸 作  
 山形県監査委員 木 村 忠 三  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
村山総合支庁 建設部	前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。	<p>入札事務ミスの再発を防止するため、最低制限価格の算定に限らず、予定価格・積算、公告等閲覧図書、システム入力・操作等入札事務に関わるすべての業務について、チェックリストやマニュアルを活用し、複数人体制でのチェックを行うことで審査体制の強化を図ることとした。</p> <p>特に今回指摘のあった用地調査等事務委託については、県土利用政策課から通知のあった、最低制限価格算定表、用地調査等業務委託設計書チェックリスト及び最低制限価格等チェックリストを活用して検算やチェックを徹底することとした。</p> <p>また、関係職員すべてが入札事務に精通するよう、関係通知や要領の再確認と整理、定期的なミーティング等により情報共有を徹底していくこととした。</p>
最上総合支庁 建設部	前年度会計の監査において注意した事項について、改善を行っていないものがある。	<p>財務会計システムの更新作業漏れや制度への理解不足による支給誤りが生じないようにするため、これまで誤りがあった項目や、赴任旅費の制度で注意すべき点などを盛り込んだチェックシートを作成し活用するとともに、複数名でのチェックを徹底することとした。</p>
庄内総合支庁 総務企画部	工事施工管理が適切でないものがある。	<p>工事の「事務処理チェックシート」を見直し、検査立会いを含めた必要な手続きを可視化するとともに、事務担当者と業務管理者が共有して確認することで、実績の少ない工事施工管理についても手続きの漏れがないよう改善した。また、週一回の係ミーティングで進捗状況や疑問点を確認していくこととした。</p> <p>是正改善を要すると認められた事項については、指摘を受けた所属に限らず各所属へ周知し、職員に注意喚起していくことで、再発の防止に努めていくこととした。</p>